

人間行動科学の専門家が刑事法廷に立つ意義

須 藤 明*

The Significance of Expert Testimony in Criminal Cases

Akira SUTOH*

Abstract

Appraisal of circumstances does not always lead to a significant mitigation of sentencing. This problem arises not only from the analysis itself, but also from the fact that the law and human behavioral science differ in their thinking and perspectives. From my discussions with defendants (through their lawyers), however, I believe that in a criminal courtroom, examining not only the superficial truth but also the defendant's entire life and what led them to commit the crime can have significant meaning for the defendant. Many of the defendants I met at their appraisal had suffered from poverty, abuse, or a disability and had become maladapted to society. As a result, they had been unable to deal with the feelings that they were treated unjustly and that they were victims, which had led to their current situation. For such defendants, the appraisal does not simply lead to self-awareness. In addition to addressing the crime itself, the judicial process also lets the defendant feel that their entire being has been taken into account and reflected in the judge's ruling, which is the first step on their road to rehabilitation. This may be seen as an incidental effect, but I believe it is inherent to the criminal court system.

Human behavioral science experts have not given much attention to the significance of the act of standing in a courtroom, but I believe there is more to it than simply the reduction of a sentence. In the U.S. and other countries, the idea that rehabilitation should help someone who has committed a crime deal with their various psychological and social issues, and even contribute to the safety of society, is known as therapeutic jurisprudence (Winick & Wexler, Ed., 2003). The entire judicial process, from the circumstances analysis hearing to the testimony in a public courtroom, seems to contain elements of therapeutic jurisprudence. Currently, not enough is known about the significance of expert testimony in the courtroom, and future research on the topic is required.

*人文学部 心理学科

はじめに

刑事司法に人間行動科学の専門家がかわることは、どのような意味や意義があるのだろうか。伝統的な刑事司法では、有罪となった場合、罪刑法定主義に基づき量刑が決められるが、精神科医、臨床心理学者、ソーシャルワーカー等が専門家証人として公判廷で証言した内容が量刑判断の根拠として採用される場合がある。

本稿では、私が鑑定人として法廷で証言した経験を踏まえ、専門家が公判廷で証言することは、裁判所に対して量刑審理に当たって専門的知識を付与することのみならず、被告人に対しても有形無形の影響を与え得ることを考察する。

1 量刑の判断

有罪と確認されたときに、法律上認められた範囲内で刑を確定するのが量刑の考え方であり、これを罪刑法定主義という。その基本となるのは「応報」であり、発生した結果（実害）の程度や当該行為をなした本人の責任の大きさに応じた刑が科せられる。応報は、加害本人にとって不利益な制裁・苦痛であり、そのような応報的処罰を基本として、その枠内で犯罪予防を考慮する相対的応報刑論が現在の支配的な見解となっている（井田，2013）。

量刑は、司法研修所（2012）の研究によると、犯行態様（悪質性、計画性など）、動機、犯行結果、共犯関係といった犯罪行為の違法性と有責性に関する「犯情」と、被告人の年齢や性格、生育歴上の問題、被告人の反省の有無、被害弁償（示談）の有無、更生可能性等といった「一般情状」に大別されている。刑事裁判における量刑は、裁判員裁判制度の導入を契機として、犯情事実により量刑の大枠を決定し、一般情状事実は量刑の微調整要素とされるといった基本的な考え方に整理され、現在の実務で定着している。

一方、少年審判では、少年法第1条に「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う（以下略）」と記されていることから明らかかなように、犯罪に対する応報として少年を処罰するものではなく、再犯抑止と健全育成のための改善教育が目的となる。この考え方の背景には、少年が発達途中であり、可塑性を有しているため、応報的な罰よりも教育的処遇の方が有効であるという理念がある。このため家庭裁判所は、少年の非行を科学的に分析するために家庭裁判所調査官や医務技官（精神科医）という専門スタッフを有しており、また、必要に応じて少年鑑別所の心身鑑別に付すことを行う。裁判官は、これら非行に至る要因の分析と処方箋を踏まえて審判にて適切な処遇選択を行うのである。

ところで、刑事事件の量刑で考慮される「犯情」や「一般情状」に関しては、家庭裁判所調査官が行う社会調査の内容に類似している。社会調査の結果は、少年調査票と呼ばれる報告書にまとめられているが、その項目は①本件の動機、態様、②本件後の態度、③家庭状況、④生育史、⑤心身状況、性格・行動傾向、⑥学業・職業関係、⑦利用できる資源という形で細分化され、最後に⑧「処遇意見」という構成になっている。刑事裁判では、そのような調査を行う制度（判決前調査制度）がないため、必要に応じて裁判所から鑑定命令（情状鑑定）が出される。鑑定命令が出ない場合でも、弁護人からの依頼で鑑定を行うこともある。鑑定項目は、①被告人の知能、性格、②本件に至る心理過程、③処遇上の参考意見、④その他に大別されるが、「発達特性と本件の関連」、「知的障害の有無と程度」、「被告人に反省の態度が見られない理由」等、事件ごとに依頼する側の重点は異なる。最近では、減軽要素のみならず、将来の社会復帰

を見据えた環境調整その他の意見を求める場合も多くなっている感がある。ただし、飽くまでも刑事裁判は応報刑を基本とするから、情状鑑定の目的は「犯情」や「一般情状」の評価に対して人間行動科学の視点から光を当てることである。そのため、弁護人には、過重な刑を避ける（刑の減輕に結び付けたい）ことを期待して鑑定を依頼するというのが基本としてある。松田（2016）が指摘しているように、専門家の証言が量刑判断を左右する結果となった事例もあるが、情状鑑定をしたからといって必ずしも大きく減輕するとは限らない。ただし、刑の減輕に大きく結びつかなくても、法廷で鑑定結果を説明し、弁護人、検察官、裁判所（裁判官及び裁判員）からの尋問を受けるといった専門家証人として公判廷に立つということは、専門的見地から量刑のための判断材料を提供することのみならず、被告人にとって大きな意味を持つ場合があると考えている。

2 情状鑑定と犯情の評価

刑事裁判で行われる鑑定というと多くの人は、精神鑑定を思い浮かべるであろう。精神鑑定は、犯罪と病気との関係について分析することを柱とした鑑定であり、家族歴、本人生活歴、心理検査所見、医学的検査所見、面接記録を踏まえて犯行前の精神状態、精神医学的診断、事件と精神障害の関係などを考察し、鑑定依頼事項に対応した鑑定主文などが記載されるのである（岡田、2016）。この精神鑑定の結果を踏まえて、裁判所は、責任能力の有無を検討し、「責任能力あり」、「一部責任能力を認める心神耗弱」、「責任能力を認めない心身喪失」のいずれかを判断する。後者は、法律的概念であるから、あくまでも鑑定結果を参考にして、裁判所が判断する事項となる。

それに対して、私が担当してきた情状鑑定は、

被告人の知的能力や性格行動傾向、生育歴、家庭環境、当時の生活状況その他を踏まえて犯行動機や心理過程を明らかにするとともに処遇上の参考意見を付すという作業が主になる。その結果として、犯罪の責任がどの程度被告人に帰することができるのか、法律用語に従えば、責任非難の程度を裁判所が判断することになる。責任非難の程度の考慮とは、刑事責任能力があることを前提にしたうえで、これまでの生育歴やその他の諸事情から被告人の責任にどの程度帰することができるのかを検討するというのである。例えば、虐待など過酷な生育環境で育ち、被害的な認知特性を身に着けてしまった被告人が過去の虐待を連想させるような状況の中で突発的に犯罪を惹起した事件があったとした場合、その動機形成を被告人本人だけに負わすのは過酷と考え、責任非難の程度を減じる可能性があり、それは結果として刑の減輕にもつながってくる。ただし、必ずしも情状鑑定の結果から、責任非難の評価がやそれに伴う量刑判断が大きく変わるとは限らない実情もある。この点は、鑑定結果の説得力その他の問題ばかりとは言えず、違法行為を前提としたその意思決定への非難可能性の評価とのかい離がまだまだ大きいことにも起因しているように思える。つまり、人間行動科学の視点からは、犯罪行為の主体が人である限り、そこには認知、思考、感情、行動選択の過程があり、それらは知的能力やパーソナリティ特性その他が関連するのは当然と考える。さらには、その人を作り上げているのは素質と環境との相互作用における様々な積であるから、前述した一般情状事実と犯情事実との間には少なからずの関連があるとみなすのが一般的であろう。一方、法の考えに基づく犯情評価は、特に意思決定への非難可能性に影響を与えるような一般情状事実との関連が明白と見なされない限り、犯情評価を変える根拠として情状

鑑定の結果を採用することは少ない。これは、どちらか一方の問題ではなく、後述する思考、視点、力点の違いによるのであり、また、心理学などの知見の科学性や説得性その他の要因も含めて考えていかねばならない。

3 法と人間行動科学が交差する意義

刑事裁判は法的な裁きを受ける場であるが、犯情を構成する「動機」、「犯行に至る心理過程」、「犯行態様」などは、本来、法と人間行動科学の視点が交差する領域である。ただし、両者では、そのアプローチはかなり異なっているように見える。たとえば、法の視点で評価される動機は、客観的主義刑法理論に基づく外形的な事実が重視され、動機形成のプロセスは「原因－結果」の直線的な因果論であり、あいまいさは排除されやすい。そのため、裁判員裁判の対象となる結果が重大な事案では、一般情状事実と犯情との関連を認めつつも、「大きく影響したとまでは言えない」などとして犯情の評価にまで反映されないことが多い。一方、人間行動科学から見た動機若しくは動機形成は、必ずしも直線的ではなく、犯行に至る文脈全体(context)を見ていく。私見にはなるが、鑑定面接では、被告人ができる限り自由に語ることを促して被告人の主観的な流れを追うとともに、外形的な事実との照合を通して、最も妥当でかつ了解可能なストーリーを再構成するといったアプローチが行われる。さらには、そこに見られた認知やパーソナリティ特性等と生育歴や家庭環境その他の要因との関連性や程度について吟味していくことになる。

情状鑑定は、裁判員裁判が始まる以前から数的には多くなかったものの、一定数行われてきたが、動機その他を巡って法と人間行動科学の学際的な検討は十分行われてこなかったように思う。裁判員裁判を契機に「犯情」や「一般情

状」という考え方が明確にされたことによって、両者の視点が交わることとなり、その違いも逆にクローズアップされていくのではないかと思うのである。

以下、松山(2016)から報告のあった祖父母の殺しの事例を素材に、その対比を明らかにしていきたい。

(1) 事例の概要

17歳の男子少年が、母方祖父母を刃物で殺し、キャッシュカードなどが入ったバッグを持ち出したという事件である。殺害に至った経緯は、次のとおりである。本件の前日に少年と母親との話で、「お金がない、給料も前借できない、祖母もこれ以上お金を貸してくれない。」という話になった。母親が少年に「でも、おばあちゃんはまだ家にお金を置いているはず。おじいちゃん、おばあちゃんを殺して、持ってくればいいね。」と言いだした。少年は、「最悪、そうだね」と応じていたが、母親は繰り返し「さっきの話だけど、本当にできるの」と言い、さらにはお金を手に入れるのはそれしかないなどと繰り返していた。

その翌日に少年だけ祖父母宅に行き、まずはお金を貸してほしいと言ったが、祖父は激怒し、少年の頬とわき腹を叩いてきた。その後、祖父母を殺すしかお金を手に入れる方法はないと考え、殺害の実行に至った。

(2) 被告人少年の背景

少年の両親は幼いころに離婚し、母親と生活していた。しかしながら、母親は何人かの男性との同棲を繰り返し、また、一時期、蒸発してしまうこともあった。住む家もなく、野宿をする、簡易宿泊所で生活する中で生活費を稼ぐのは少年の役割となっていた。小学校高学年から学校にも登校しない状態が続いていた。また、父親の違う幼い妹のおしめを換えるなどの献身的な世話もしていた。その他、身体的虐待やネ

グレクトされてきたことに加え、後述する母親の巧みな操作という問題もあった。「家族の役に立たないと自分が悪い」と思いこまされ、また、少年が親しくしようとした知人や親族の悪口を吹き込んで不信感を抱かせ、家族以外との関わる機会を奪っていた。結果的に、母親以外を信じられず、母親に見捨てられたくないということに必死な状態に陥っていた。

(3) 判決に見られる動機・犯行に至る経緯

判決は、懲役15年（求刑・無期懲役）で確定した。一審では、母親からの「殺してでも金をとってこい」という指示は認めなかった。少年の過酷な生育環境によって、犯行に至ったのは親の言動による影響があるとし、求刑よりも減輕したのであるが、殺意の形成に母親の影響が大きいものとはみなさなかった。一審を不服として少年側は控訴したところ、高裁は母親の指示があったことは認めたが、原審の判断を維持した。その理由として、祖父から借金を拒絶されたことで母親や妹のためにと犯行を行い、むやみに母親に従っていたわけではなかったとして、刑事責任の重さなどから量刑の見直しは必要ないと判断をした。

このケースでは、犯行の動機形成を巡っての評価が大きな争点となったため、弁護人からの依頼を受けた精神科医と脳科学者は、専門家証人として公判廷で証言している。一審の精神科医は、少年の精神状態について、生育環境や母親との関係性に起因する「学習性無力感」であったため、母親の指示に逆らえなかったとした。また、二審の脳科学者は、学習性無力感について肯定しつつ、母親の少年に対する指示は巧妙で、少年が進んで母親の指示に従うようになる状態となっていたこと、その背景には母親による「巧みな操作」があると証言した。

これらの見解は、刑事責任能力の程度、つまり心身耗弱に相当するか否かという問題にもな

り得るし、また、責任能力を問わないまでも、どの程度少年の責任を非難し得るのかという犯情の評価に大きな影響を与えるものである。本件の場合には、後者の視点で弁護活動がなされた。

判決内容からうかがい知ることができるのは、母親の指示はあったという点で犯行への影響を認める一方で、少年が当初借金の申し入れをし、それを断られた後で殺害を決意したという経緯に着目し、殺害の意思（殺意）は、少年自身が判断したものとしたことである。つまり、母親の指示が祖父母宅を訪問し殺害に至る一連の流れの中で一貫していたのか、否かという点で評価が異なってくるわけで、判決では殺意の形成は少年の意思によるところが大きいと評価した。

(4) 刑事法学と人間行動科学の考え方

刑事法学の基盤的な理解は、人は理性を持ち、思考し、そして行動するといった人間観を前提にしているところにある。しかしながら、心理学的に見れば、Freud, S.を持ち出すまでもなく、人は必ずしも理性的ではなく、不合理な行動をとることもあり得るとするのが共通理解となっている。したがって、情状鑑定では、人の不合理性も含めて犯罪に至る過程や動機形成について、心理学その他の知見を活用して分析していくのである。

先の事例で言えば、殺意に至ったのは、母親の指示がどの程度影響しているかという点であろう。皮肉な言い方になるが、もし、借金の申し入れをせずに祖父母宅へ行っていきなり殺害したのであれば、母親の指示が大きかったと認定するのであろうか。借金の申し入れをしたのだから、必ずしも母親の指示ばかりではないという評価が判決文からうかがわれるが、そのような直線的な因果で物事が遂行されるとは限らない。学習性無力感や母親のマインドコントロールがあったにしても人の行動はすべてそれ

だけで説明できるわけでもない。精神病の人にも非精神病的な健康な部分があるといったのは Bion (1967) の言葉として有名であるが、精神病だけではなく、人の言動全般にも言えるであろう。借金の申し入れは、何とか殺害を回避しようとする少年に残された健康さゆえからではなかったのか。しかしながら、それを断られたことにより、他の解決策が尽き、結局は母親の指示に従うしかないという状態に再び陥ったという仮説も十分考えられるであろう。

このように動機や犯罪に至る過程は、法律的観点ばかりではなく、人間行動科学からの検討が必要であり、その結果として、犯罪行為に関する多角的検討が可能になると思う。そのためには、人間行動科学の知見も、法律の専門家のみならず一般国民に対しても、科学性を柱とした説得力や説明力を有していくことが、これからの課題になってくると考えている。

4 専門家証人として法廷に立つこと

裁判員裁判では、「見て、聞いて、分かる」といった直接主義、口頭主義がとられているため、鑑定を依頼された場合、裁判所からの命令、弁護人からの依頼のいずれにせよ、鑑定書を提出して必要があれば証人喚問され鑑定書に対する尋問を受けるという従前のスタイルではなく、公判廷でパワーポイントを用いて鑑定結果を説明し、その後、尋問を受けるという方式が一般的になっている。

個人的な経験では、40分程度の説明、その後、休廷をはさみながら弁護人、検察官、裁判所という順番で尋問を受けることになる。鑑定人は、質問されたことに対して簡潔に回答することが求められるが、鑑定結果をよりよく理解してもらうための必要なやり取りだと考えれば、この尋問はとても重要になる。

ただし、刑事裁判の法廷は検察側と弁護側が

主張を闘わすといった対審構造であるため、それぞれが有利な発言を引き出そうとしたり、または、証言の信頼性を下げようと意図した質問が出てきたり、とさまざまであることも自覚しておく必要がある。

(1) 証人尋問の構造

鑑定の依頼先が裁判所からであろうと、弁護人であろうと、鑑定結果はその専門性に基づくものである限り、中立性を有する。しかしながら、弁護人依頼の鑑定であった場合、鑑定結果が弁護活動にとって有益と弁護人が考えるからこそ、鑑定人は弁護側証人として法廷に立つわけであるから、弁護側寄りの発言をしていると見えるのは仕方がないことである。実際、弁護人依頼の鑑定では、証人として公判廷に立つまでには、様々な形で協議や打ち合わせをすることになるので、弁護人と協働していくことが多くなるのも事実である。

このため、検察側の質問は、鑑定人に対して、証言の信用性に関する質問、例えば、「何を根拠にそのような結論を出したのか?」、「〇〇という事実を鑑定人は知っているのか?」、「家庭環境の問題を指摘されているが、他の兄弟にはまじめに仕事をしている人もいる。この点はどう説明されるのか。」などの質問が多くなる。以前、傍聴した公判で鑑定人が検察官の質問にやや感情的に应酬している場面を傍聴したことがあったが、そのような応答は、かえって証言の信用性を下げてしまうと思われる。

(2) 専門家証言の実際

少年事件の社会調査結果とは異なり、鑑定結果は公判廷で被告人も聞くことになる。したがって、鑑定の最終面接では、被告人に鑑定結果の概要を丁寧に説明するとともに、鑑定結果を公判の場で説明することも目的について共有

するように心がけている。

ア 鑑定結果の説明

鑑定結果は、パワーポイントを用いて説明することが多い。国民から選ばれた裁判員が初めて聞いても理解できるよう、専門用語の使用を避けることが必要である。平易な用語と思っ
ても、意外と分かりにくい言葉もあり、また、多義的な用語の場合にはどのような意味で使っているのかを明らかにする必要がある。たとえば、以前に「依存」という言葉を使ったパワポ資料に基づいて事前の打ち合わせを検察官と弁護人を行ったときに、検察官から「依存という言葉は、なんとなくわかるが、もう少し説明を加えていただかないと、この文脈の意味が裁判員には伝わりにくいのではないか。」指摘されたことがあった。ハッとさせられた体験だったが、このようなことを常に想定して準備を進める必要があると思う。どうしても専門用語を使わざるを得ない場合、それを平易に説明することが必要である。

また、限られた時間での説明にはなるので、ポイントを絞ったおくことも重要である。生
育史は、丁寧に説明するだけで20～30分を要してしまうので、重要なエピソードを紹介し、それが現在においてもどのように影響し得るのかを整理して示すなどの工夫が必要になる。

イ 証人尋問

証人尋問は、鑑定結果の補足説明を求めるもの、鑑定内容の信頼性を問うものなどさまざまである。法律的には、「立証すべき事項及びこれに関連する事項」（刑訴規199条の3第1項）、「証人の供述の証明力を争うために必要な事項」（同条2項）ということになる。誘導尋問は原則として禁止されているが、証人が前の供述と相反するかまたは実質的に異なる供述をした場合など誘導尋問が許されること（同条3項ただし書各号）を知っておくことも必要である。

そのような尋問の法的枠組みを理解した上で、以下の点に留意することが重要と考えている。

- ①あくまでも平易な言葉で応答、説明を行う。
- ②質問に対しては、簡潔に応答する（質問の趣旨は分からない場合には、必要最低限の範囲で確認する）。
- ③時には失礼と感じる質問があっても、感情的にはならず、終始冷静な気持ちを保つ。
- ④説明で用いる心理学の理論や概念は、学会その他に照らして現在の学問水準において一般的に受け入れられているものとする。
- ⑤心理テストの効用と限界を意識し、必要に応じて具体的に説明する。

(3) 専門家証人の意義

情状鑑定が、必ずしも量刑の減輕に大きく結びつくとは限らないことは既に述べた。ただし、裁判後に弁護人を通じて聞いた被告人の話から、刑事裁判という場で、外形的な事実だけではなく、被告人の生きてきた歴史や犯罪に至る様々な気持ちもきちんと取り上げられたという体験は被告人にとって大きな意味があるのではないかという実感を持つようになった。鑑定で出会った多くの被告人は、貧困、虐待、能力的なハンディなどを抱え、社会的な不適応を起こしてきた。そこには、怒りや被害感といった感情があり、それらが十分に処理しきれないまま今日に至っていることがうかがわれた。そのような被告人が、鑑定を通じて自己理解が進んだばかりでなく、裁判というプロセスを通じて、犯罪行為だけではなく、被告人という全人格的な存在そのもの十分に考慮してもらえたという実感を持てることは、それが判決へどう反映されるかはともかくとして、更生への第一歩となる考えている。

これは、あくまでも付随的な効果ともいえるが、刑事裁判の本来の在り方に通じるのではな

いかと思う。また、被告人が公判に臨むにあたって、自分自身をふり返る機会になり、気持ちの整理にも寄与するということが考えられる（須藤，2012）。したがって、情状鑑定の効果も判決への反映という“点”ではなく“刑事裁判全体という文脈”の中でとらえていくことも必要ではないかと考えるに至っている。

ここで殺人事件を起こしたある20代の男性被告人を例に挙げてみたい。彼は親族を殺害した件で検察官の求刑18年だったところ、懲役11年の判決になった。私は、弁護人に依頼された鑑定人として彼の過酷な生育環境とパーソナリティとの関連、さらには犯行動機に与えた影響の強さについて鑑定結果に基づいて公判廷で証言した。検察官からは鑑定の根拠その他に関して様々な質問があり、また、裁判員や裁判官からも「被告人は法廷で事件直後の気持ちを〇〇と述べているが、この発言を鑑定人はどう解釈されるか」等多くの質問を受けた。

弁護人は私の鑑定結果を活用して弁護方針を立て弁論に努めた。その結果として、求刑よりも7年減軽されたことは、一定の成果と評価できるものであった。ただし、重要と思えたのは、裁判の中で、被告人が自分のこれまでの思いも含めて十分取り扱ってもらえたという点で裁判そのものに納得したということである。判決後に面会した弁護人によると、判決には控訴しないし、この裁判を通して自分の気持ちが整理できた、前向きな気持ちになれたと話していたという。その後、被告人から私あてに届いた手紙にもその旨のことが感謝とともに綴られていた。このように至ったのは、熱心にかかわってくれる弁護人との出会いという要素を柱として、鑑定を通じて彼の20数年の人生で抱えてきた思いが人間行動科学の視点から取り上げられ、それが裁判官や裁判員に伝わったと実感できたこと、また、そのプロセスをまじかに見ることができ

たことによると考える。

専門家証人の意義について、これまではあまり注目されてこなかったが、このように量刑の軽重だけにとどまらない意味があると思われる。米国を中心とした諸外国では、犯罪に至った人の心理的・社会的次元にかかわる多様な問題を解決することが、彼らの更生、ひいては社会の安全にも寄与するといった治療的司法（Winick & Wexler, ed, 2003）の理念が広がりを見せているが、情状鑑定の面接から公判廷での証言に至るプロセスそのものに治療的司法の要素が内包されていると考えらる。専門家証言については、研究が十分なされているとは言えない状況だけに、今後も研究を積み重ねていくことが必要である。

5 専門家としてのトレーニング

最後に、司法にかかわる人間行動科学の専門家のトレーニングについて述べておきたい。米国では、法と心理学の領域にわたる多様なトレーニングが大学や民間機関で受けることができる（Blau, 1998）。また、専門家証言に関しては、以下のようなルールがある。当初、フライ・ルール Frye Rule (*Frye v. United States*, 293 F. 1013 (D.C.Cir. 1923)) によって、専門家の意見は、その専門領域において一般的に受け入れられる情報、データ及び結果に基づくものでなければならないとされた。その後、専門家証言の許容性に関する連邦規則（Expert Witness Admissibility- Federal Rules of Evidence 1993）は、専門家の証言がどのような場合に許容されるのかを定め、と同時に専門家が法廷で意見を述べる権利を認めたのである。さらには、規則702には、証言の資格を与えられた専門家は、知識・技能・経験等によって裁判所の量刑判断を補佐する場合には、一定の方式もしくは他の適当と思われる方式で証言する

ことが記されている。規則703には、専門家の意見や結論に至る事実やデータが特異な領域の考え方に依拠して形成された場合には、許容性のある証拠にならないとされている。

つまり、専門家間で妥当性があると認められる方法によるデータ収集か、論理的な帰結になっているかなど、依拠する学問水準に適合しているか否かがとても重要になってくるのである。

また、心理テストに関しては、Minnesota Multiphasic Personality Inventory (MMPI) など一部の心理テストは、コンピューターを使用した採点及び結果の算出が可能になっているが、それだけから導かれるアセスメント結果は、反対尋問に耐えられないとされている (Blau, 1998)。このため、心理テストだけではなく、専門家の知識、訓練、経験、最新の研究成果なども加味していく姿勢が常に求められている。したがって、刑事裁判で心理テストを活用する際の基準が以下のように定められている (American Education Research Association, American Psychologist Association, & National Council on Measurement in Education, 1985)。

- a. テストの解釈や限界に関する流一般的な知識を有すること
- b. 目的に応じたテストの選択
- c. スコアリング方法
- d. 許容される解釈
- e. 読みやすさ
- f. 第三者の存在 (弁護士が立ち会った場合の影響など)

その他、民族・人種のバイアスに留意すること、暴力その他の各種リスク・アセスメントツールの活用については、まだ十分でないものもあるため、その使用には慎重を要することが記されている。

一方、司法ソーシャルワークの分野でも大学教育の段階からインターンシップの活用などで力を入れるようになってきている。私は、2017年7月に全米司法ソーシャルワーク会議 (NOFSW) が主宰する研修会 (NOFSW Certificate Program) に参加したが、このような研修会は NPFSW として初めての試みとのものであった。研修会の背景には、司法ソーシャルワーカーの質と能力の全体的な底上げがねらいとしてあるという (NOFSW 会長 Viola Vaughan Eden 談)。研修内容は、司法ソーシャルワークの歴史、少年事件におけるソーシャルワーク、成人事件にソーシャルワーク、社会復帰に向けた活動等多岐にわたっていたが、参加者の交流が促進されるような工夫が随所になされており、同じ専門職としてのネットワーク作りも図ろうとしているように思われた。この研修を受けると修了証明書が授与されるので、ある意味励みにもなる。今後も研修会は毎年続けていく方針と聞いており、このような積み重ねが重要だと改めて思った。

日本では、情状鑑定を含む心理学的鑑定を行う専門家の育成システムができていない。本来であれば大学や大学院レベルから法と人間行動科学の領域を学べるようにし、さらには、専門職としてのトレーニングシステムも構築していくのが理想である。現状に照らせば、学会レベル、例えば犯罪心理学会等が NOFSW のような取組みを始めるのがよいのではないかと思われる。

文献

American Education Research Association, American Psychologist Association, & National Council on Measurement in Education (1985). *Standards for Educational and Psychological Testing*.

- Washington, DC
- Bion, W. R. (1967) *Second Thoughts: Selected Papers on Psycho-Analysis* (松木邦裕監訳／中川慎一郎訳 (2013) 新装版再考：精神病の精神分析論, 金剛出版
- Blau, T. (1998) *The Psychologist as Expert Witness*, John Wiley & Sons, Inc.
- 井田 良 (2013) 入門刑法学総論. 有斐閣
- 兼頭吉市 (1977) 刑の量定と鑑定. 上野正吉, 兼頭吉市, 庭山英雄編著. 刑事鑑定の理論と実務, 114-128
- 松田和哲 (2016) 逆送裁判員裁判の裁判例の分析, 季刊刑事弁護第88号, 30-36
- 松山馨 (2016) 強盗殺人事例を念頭においた5ケースセオリーの検討, 季刊刑事弁護第88号, 53-56
- 岡田幸之 (2016) 精神鑑定, 日本犯罪心理学会編 (2016) 犯罪心理学事典, 684-687, 丸善司法研修所編 (2012) 裁判員裁判における量刑評議の在り方 法曹会
- 須藤明 (2012) 犯罪・非行領域における臨床的面接の本質. 駒沢女子大学研究紀要第19号, 207-214
- Winick, B.J.& Wexler, DB. (Eds) (2003) *Judging in a Therapeutic Key*. Carolina Academic Press.